開発業務の流れ【A:宅地造成のみ場合】



ステージ 13-A

開発工事着工 工事着手届出書を提出し、 道路、擁壁等を施工しま す



ステージ 14-A

検査

行政庁(公共施設管理者)立会いの下、図面通り施工されるか中間検査、及び完了検査を受けます

開発業務の流れ【B:新築建物のある場合】



ステージ 13-B

公告前建築等承認申請 手続き(法37条)に従って 申請を行い、開発行為の 完了検査前に建築の着工 が可能となります



ステージ **15-B**

工事監理

開発許可申請における計画施設が図面通り施工されているか確認します



ステージ 14-8

建築工事着工 建築基準法により建築確 認済証(法7条)取得後、 着工となります



ステージ 16-B

完了検査

行政庁(公共施設管理 者)立会いの下、図面通り 施工されるか完了検査 (法36条)を受けます